

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年6月21日午後1時30分から令和3年第6回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法適用外証明願の審査について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第6回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には2番高橋義隆委員、3番宮舘晃委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番及び2番の案件について、18番及川和芳委員より報告願います。

第18番委員 18番 及川です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月14日午前に、北部地区の高橋旦志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、■■■■さん及び■■■■さん所有の畑ですが、現況は自宅、自宅への通路、防風林の一部となっているものです。今回の申請に至った経緯ですが、昭和33年に居宅・物置を新築、昭和52年に居宅部分を増築し、宅地として利用しているほか、■■■■さんが30年以上前に自宅を囲む防風林として杉を植林し、現在まで至るとのことであり、農地としての認識がなかったとのことです。

今回、住宅の建て替えを検討し調査していたところ、所有の畑を地目変更せずに農地以外として使用していることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり住宅敷地、自宅用通路、防風林として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は関係法令を遵守することを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第2号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———
 挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議 務 局長 日程第 8、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、利用権設定番号 4 番の案件について、5 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——第 5 番委員 退室——
 議 長 これより、利用権設定番号 4 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 4 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 5 番高橋重貴委員の入席を許します。
 ——第 5 番委員 入室——
 議 長 5 番高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。
 それでは、議案第 3 号の所有権移転、利用権設定番号 1 番から 3 番及び 5 番から 20 番、並びに計画公告撤回の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 第 7 番委員 7 番 高橋です。利用権設定番号 8 番から 12 番の案件について、登記簿地目及び現況地目が雑種地や原野といった農地以外の地目ですが、新規開田にあたらぬのかを含めて経緯を教えてください。
 また、所有権移転番号 2 番の [] の経営面積が 0a ですが、なぜでしょうか。
 事務局 利用権設定番号 8 番から 12 番の案件についてですが、当案件は基盤整備に係る土地であり、換地後農地となる土地になります。新規開田の考え方ですが、基盤整備事業全体で田の面積が事業前から増加しなければ、新規開田として制限されるものではございません。
 また、 [] についてですが、今までは構成員の所有農地を農作業受委託契約で行っていたため、農地台帳上の面積は 0a となっているものです。今後、換地後の登記が完了した際には、所有権移転や利用権設定を行う予定のようですので、農地台帳上の経営面積も増えていくものと思われます。
 議 長 ほか、質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和3年第6回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
ました。

時間 14時05分